

2023 March

3

No.877

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■神崎市城原川

今月の記事

● 日本年金機構

- ・入社・退社される方が多い時期となりました…………… 2
- ・国民年金の加入もれはありませんか？…………… 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・令和5年度 健康診断のご案内…………… 4
- ・特定保健指導で健康への目標・行動計画をサポート…………… 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・社会保険事務講習会のご案内…………… 6
- ・各種届書・申請書等の提出先…………… 7

- ・年金相談窓口開設等…………… 8
- ・健康保険・厚生年金保険適用関係届書の送付先について…………… 8

職場内で回覧しましょう

事業主の皆様へ 入社・退社される方が多い時期となりました 資格取得届・資格喪失届の速やかな提出をお願いします

資格取得届

実際に従業員を使用することになった日から、5日以内に届け出をお願いします。

資格取得年月日

「試用期間」や「研修期間」を設けている場合であっても、就労の対象として報酬を受け取ることとなる「実際に就労した日」が資格取得年月日となります。

個人番号または基礎年金番号

本人確認を行ったうえで、個人番号(マイナンバー)をご記入ください。基礎年金番号を記載される場合は、年金手帳や基礎年金番号通知書の番号を記入してください。



報酬月額

報酬月額には、基本給のほか、通勤手当、家族手当、住宅手当など諸手当を含みます。(食事や住居などの現物支給も加えます。)

また、残業手当や歩合給など不確定な手当については、同様の勤務をしている方を参考に算出してください。

※「被保険者資格取得届」の被保険者整理番号欄につきましては、原則、記入をしないようお願いします(コンピュータシステムにより、被保険者番号を自動払出しているため)。

資格喪失届

従業員が退職、死亡などした場合、または、70歳に達したとき、75歳に達したときなどは、5日以内に届け出をお願いします。

資格喪失年月日

次の事由に該当した日の翌日が資格喪失年月日となります。

- ①退職した日
- ②死亡した日
- ③常用雇用から臨時雇用に切り替わり適用除外となった日
ただし、次の④、⑤の事由のときのみ、該当した当日が資格喪失年月日となります。
- ④厚生年金保険については、70歳に達した日(70歳の誕生日の前日)
(70歳到達日以降も引き続き同一の標準報酬月額で使用される場合は届け出不要)
- ⑤健康保険については、後期高齢者医療の被保険者となった日
(75歳の誕生日の当日または65歳以上75歳未満で後期高齢者広域連合の障害認定を受けた日)

※退職、転職、死亡などの年月日を届書の備考欄に記入してください。



被保険者証(健康保険証)を必ず添付

上記の①～③及び⑤に該当したときは、すべての健康保険証(本人・家族)を添付してください。

退職後の医療保険や年金

退職や適用除外のため、健康保険の資格を喪失すると、次のいずれかの医療保険に加入していただくことになります。

- ・健康保険の任意継続被保険者となる(退職後20日以内の手続きが必要です。)
- ・国民健康保険の加入者となる。
- ・家族の健康保険などの被扶養者となる。

60歳未満の方で厚生年金保険の資格を喪失した場合は、国民年金の加入手続きが必要です。住民登録をしている市役所・町役場の国民年金担当窓口で届出を行ってください。

国民年金の加入もれはありませんか？

- 厚生年金保険に加入されていた方が60歳未満で退職された場合は、ご自身で国民年金への加入手続きが必要です。また、その方に扶養されていた配偶者が60歳未満の場合についても同様です。※国民年金は国内に住所を有する方が対象です。
- 再就職された場合であっても、退職した日から再就職した日までの間が空いてしまった場合は、その間の加入手続きが必要です。
- 国民年金の制度には、将来受給できる老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金・遺族基礎年金などがあり、国民年金の加入もれや保険料が未納となってしまうと、年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあります。



保険料の納付が困難な場合は、免除制度をご利用ください

- 退職後、納付が困難な場合は、申請していただくことにより納付猶予または全額、もしくは一部免除（失業による特例認定）を受けられることがあります。

※連帯納付義務者である配偶者または世帯主の前年所得が一定以上ある場合は、該当しない場合があります。
※納付猶予とは、50歳未満の方で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。

- 学生の方は学生納付特例制度をご利用ください。

※対象となる学校については、年金事務所へお問い合わせください。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、所得が相当程度下がった場合は臨時特例措置による申請が可能となりました。

※令和3年2月から令和5年6月まで対象となります。（令和5年3月31日受付の場合）
※詳細は年金事務所へお問い合わせください。



国民年金の加入手続きをされる場合や、申請免除を希望される場合は、お住いの市役所・町役場の国民年金担当窓口またはお近くの年金事務所へご相談ください。

お問い合わせ先

● 各年金事務所 国民年金課

社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。
令和5年3月分保険料の納付期限は令和5年5月1日(月)です。

令和5年度 健康診断のご案内

被保険者(ご本人)様の健診 ▶ 生活習慣病予防健診(受診対象:35歳から74歳)

簡単 **3** STEP

STEP①対象者の確認

3月中旬頃に事業所様へ「生活習慣病予防健診のご案内」「健診対象者一覧」等をお送りしています。

STEP②予約

ご希望の健診機関へ予約

健診機関一覧はこちら



STEP③受診

持参物

- 保険証
- 健診費用
- 問診票・検査キット等



- ・協会けんぽからお送りした「健診対象者一覧」は、申込書ではないためご提出は不要です。
- ・ご予約の際、保険証の「記号・番号」等が必要となりますので、**お手元に保険証をご用意ください。**

令和5年4月よりお得に!

生活習慣病予防健診等の自己負担を軽減します

一般健診
対象:35歳~74歳の被保険者(ご本人)

最高
軽減前 7,169円



最高
軽減後 5,282円



協会けんぽの生活習慣病予防健診は、

- 血圧測定 血液検査 尿検査 心電図検査
- 胸部レントゲン検査 胃部レントゲン検査
- 便潜血反応検査

メタボリックシンドロームとともに

5大がん 肺 胃 大腸 子宮 乳房 までカバー!

※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

※メタボリックシンドロームとは、お腹まわりに内臓脂肪がたまることで悪玉のホルモンが分泌され、高血圧・高血糖・脂質異常等が起こり、生活習慣病になりやすくなっている状態のことです。

付加健診

最高
軽減前 4,802円

最高
軽減後 2,689円

今和6年4月より、付加健診の対象年齢について、現行の40歳、50歳に加え、45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も対象になります。

※付加健診とは、節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。

子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検査の自己負担も同様に軽減します。

健診を受けた後の行動こそが大切です!

健診

異常なし

引き続きの健康づくり、毎年の健診を!



生活習慣の改善が必要

特定保健指導を利用しましょう!

特定保健指導って?

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40歳~74歳までの方を対象に行う健康サポートです。健康に関するセルフケア(自己管理)ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートします。

医療機関への受診が必要

医療機関に早期受診を!

未治療者への受診勧奨

協会けんぽでは、健診の結果、血圧値、血糖値、LDL(悪玉)コレステロール値が「要治療」「要精密検査」と判定された方で、医療機関への受診が確認できない方へ受診をお勧めするご案内をお送りしています。

※令和6年10月より、被扶養者(ご家族)にも医療機関への受診の案内をお送りします。



全国健康保険協会 佐賀支部

協会けんぽ

〒840-8560

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル

TEL 0952-27-0611(代表)

特定保健指導で健康への目標・行動計画をサポート

特定保健指導の対象者について

健診を受けた**40歳以上の方**のうち

腹囲

男性**85cm以上**
女性**90cm以上**

or

BMI

25以上

さらに
+

以下の追加リスクが
1つ以上ある方

血圧

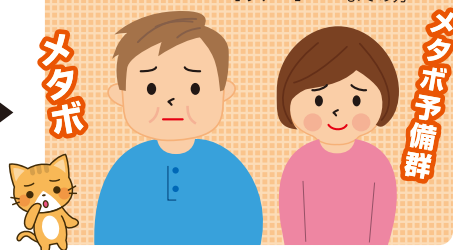
血糖

脂質

喫煙

※喫煙については、血圧、血糖、脂質のリスクが1つ以上の場合にのみ追加

特定保健指導対象者に該当 40歳～74歳までの方



特定保健指導の内容について

特定保健指導では対象者の健康に向けて目標と行動計画をサポートします！健康や生活習慣を見直す良い機会です。

STEP 1 目標と行動計画の設定
20～30分の初回面談

ライフスタイルや体の状態に合わせて、運動や食事、喫煙、飲酒等の生活習慣の改善に向けた取組を個別具体的に提案。健康に向けた目標と行動計画を一人一人に寄り添って一緒に考えます。

STEP 2 3～6カ月チャレンジ
行動計画の実践

STEP1で考えた具体的な行動計画を実践。保健師または管理栄養士が応援します。

STEP 3 目標達成度の
チェック

減量等、目標を達成できたかの確認を行うとともに、引き続きの健康づくりについての取組をアドバイスします。

GOAL



医療機関への早期受診について

医療機関への早期受診が必要な方

血圧

収縮期血圧値
160mmHg以上
拡張期血圧値
100mmHg以上

血糖

空腹時血糖値
126mg/dL以上
HbA1c
6.5%以上

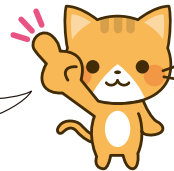
NEW

脂質 LDLコレステロール値
180mg/dL以上

令和4年10月スタート！
LDLコレステロール値に着目した医療機関への受診案内

LDLコレステロールってなに？

悪玉コレステロールとも呼ばれ、増えすぎると動脈硬化を起こして心筋梗塞や脳梗塞を発症させる危険性があります。



高血圧・高血糖・脂質異常を放置すると？

高血圧

正常血圧と比べて血圧が高くなるほど脳卒中（脳出血、脳梗塞等）の発症リスクが高まります。

高血糖

高血糖の状態を放置すると、目が見えにくくなったり、人工透析が必要になる場合もあります。

脂質異常

LDLコレステロール値が基準値よりも高い人は心筋梗塞等になりやすいことが分かっています。

特設ページはこちらから



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！





令和5年

社会保険事務講習会のご案内

『入社・退職時の手続き』

入社時、退職時の社会保険・雇用保険の主な手続きや記入の仕方について学びます。

『新規適用・新任担当者のための基礎講座』

新規適用事業所や新しく事務担当になられた方を対象に、社会保険の基礎をわかりやすく学びます。

【初級編】

地区	日時	会場	地区	日時	会場
唐津会場	令和5年3月6日(月)	高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	佐賀会場	令和5年4月12日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
佐賀会場	令和5年3月7日(火)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	鳥栖会場	令和5年4月18日(火)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
鳥栖会場	令和5年3月8日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	武雄会場	令和5年4月19日(水)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
武雄会場	令和5年3月9日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	唐津会場	令和5年4月20日(木)	高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
講師 ● 社会保険労務士			講師 ● 社会保険労務士		

● 実施時間 各会場共通 **13:20**受付 ▶ **13:40**開始 ▶ **16:00**終了予定

募集定員 佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対象者 3月… 社会保険事務担当者の方 4月… 社会保険事務担当初心者の方

参加料 **会員事業所は無料**

(但し、非会員事業所及び令和4年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号			<small>宛名シールの左下の番号。おわかりになる範囲で結構です。</small>
参加希望 会場日時	『入社・退職時の手続き』	『新規適用・新任担当者のための基礎講座』	
	(唐津・佐賀・鳥栖・武雄) 会場 令和5年 月 日()	(佐賀・鳥栖・武雄・唐津) 会場 令和5年 月 日()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒		
	事業所電話番号 () -		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

各種届書・申請書等の提出先

社会保険関係の主な届書・申請書の提出先をまとめましたのでご活用ください。

日本年金機構

健康保険・厚生年金保険への加入等に関する手続き

☎は電子申請が可能な届です。(一部は電子証明書が必要)

- ☎ ▶ 適用事業所名称/所在地変更(訂正)届
- ☎ ▶ 事業所関係変更(訂正)届

事業所

- ☎ ▶ 被保険者資格取得届

従業員の採用

- ☎ ▶ 健康保険被扶養者(異動)届
(国民年金第3号被保険者関係届)

変更・訂正

- ☎ ▶ 被保険者住所変更届
- ☎ ▶ 被保険者氏名変更(訂正)届
- ☎ ▶ 被保険者生年月日訂正届

再交付

- ☎ ▶ 基礎年金番号通知書再交付申請書

病気・けが・入院等

- ☎ ▶ 被保険者報酬月額算定基礎届
- ☎ ▶ 被保険者報酬月額変更届
- ☎ ▶ 被保険者賞与支払届

給与・賞与

- ☎ ▶ 産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届
- ☎ ▶ 育児休業等取得者申出書(新規・延長)/終了届
- ☎ ▶ 厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届
- ☎ ▶ 産前産後休業終了時報酬月額変更届
- ☎ ▶ 育児休業等終了時報酬月額変更届

出産・育児休業

- ☎ ▶ 被保険者資格喪失届
▶ 健康保険被保険者証回収不能届

退職・死亡

退職後の保険 (任意継続)

全国健康保険協会 協会けんぽ

健康保険の給付や任意継続等に関する手続き

資格取得時の健康保険証の発行は、日本年金機構から情報提供を受けて協会けんぽが行います。

- ▶ 健康保険被保険者証再交付申請書
- ▶ 健康保険高齢受給者証再交付申請書

- ▶ 傷病手当金支給申請書
- ▶ 療養費支給申請書
- ▶ 高額療養費支給申請書
- ▶ 限度額適用認定申請書
- ▶ 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- ▶ 特定疾病療養受療証交付申請書
- ▶ 第三者等の行為による傷病(事故)届

- ▶ 出産手当金支給申請書
- ▶ 出産育児一時金支給申請書
内払金支払依頼書・差額申請書

- ▶ 特定健康診査受診券申請書

- ▶ 埋葬料(費)支給申請書

- ▶ 任意継続被保険者資格取得申出書
- ▶ 任意継続被保険者資格喪失申出書
- ▶ 任意継続被保険者被扶養者(異動)届

電子申請・郵送

郵送

日本年金機構 福岡広域事務センター

〒812-8579
福岡市博多区榎田1-2-55 AP 榎田ビル
※住所省略可。宛先と郵便番号のみで届きます。

全国健康保険協会 佐賀支部

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4
佐賀中央第一生命ビル
TEL 0952-27-0611

ホームページURL

<https://www.nenkin.go.jp>

日本年金機構

検索

各種申請書の
ダウンロードは
こちらから

ホームページURL

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

協会けんぽ

検索

令和5年4月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 伊万里市役所 年金事務所 延長相談19時まで (予約)	4 鹿島市役所 (予約)	5 多久市役所 (予約)	6	7 伊万里市役所 (予約)	8 年金事務所 休日相談日 (予約)
9	10 年金事務所 延長相談 19時まで	11 基山町役場 (予約)	12 有田町役場 (予約)	13	14 伊万里市役所 (予約)	15
16	17 年金事務所 延長相談 19時まで	18 鹿島市役所 (予約)	19 多久市役所 (予約)	20	21 伊万里市役所 (予約)	22
23/30	24 年金事務所 延長相談 19時まで	25 基山町役場 (予約)	26	27	28 伊万里市役所 (予約)	29

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。

お問い合わせ	● 佐賀年金事務所 TEL0952-31-4191	自動音声後、担当部署のダイヤルを押してください (音声途中でも可)。 お客様相談室：① 厚生年金適用調査課：③ 国民年金課：② 厚生年金徴収課：④
	● 唐津年金事務所 TEL0955-72-5161	
	● 武雄年金事務所 TEL0954-23-0121	

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
	第2・4火曜日 10:00～16:00	
基山町役場	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
	第1・3火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	第1・3水曜日 10:00～15:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受け付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521(一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書が個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

健康保険・厚生年金保険適用関係届書の送付先について(お願い)

日本年金機構では、事務の効率化を図るため、健康保険・厚生年金保険適用関係届書の審査入力処理を福岡広域事務センターにて集約して行っております。

そのため、窓口での受付、郵送での受付を問わず、年金事務所へご提出いただいた届書については、事務センターへ回送することとなり、受付から処理完了までに日数を要してしまいます。

つきましては、健康保険・厚生年金保険適用関係届書を郵送等にてご提出いただく場合は、下記事務センターへ直接送付いただきますようお願いいたします。

送付先 日本年金機構 福岡広域事務センター
厚生年金適用グループ

住所 〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、郵便番号と送付先宛名を記入するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく、郵送のみでの受付になります。届書作成や制度についてのご相談は、年金事務所へお問い合わせください。

事業所の所在地や名称等に変更があった場合は当協会にもお知らせください

届出は **FAX.0952-26-3377** か **郵送** でお願いします。 一般財団法人 佐賀県社会保険協会
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

会員事業所登録事項変更届

佐賀県社会保険協会あて

令和 年 月 日

会員整理番号	電話番号
事業所名	ご担当者名

《該当する欄をご記入ください》

変更後

事業所名	
所在地	
電話番号	